

「国の責任による福島県の19歳以上の甲状腺に係わる医療費無料化要請書」に賛同をお願いします。 周囲に賛同を広げてください。

- ・ 賛同は、個人および団体です。
- ・ 5月7日を第一次締め切りとします。

国の責任による福島県の19歳以上の甲状腺に係わる医療費無料化の運動の意義

福島県の「県民健康管理調査（4月1日から県民健康調査に改称）」による、福島原発事故発災当時18歳以下であった福島県民を対象とする、甲状腺検査で判明した甲状腺に生じているさまざまな症状・所見は福島原発事故の放射線被ばくと関係がないとは断言できず、その医療保障は被災者にとって切実な問題です。

19歳以上になると福島県の子育て支援事業として実施されている18歳以下医療費支援の対象外となり、甲状腺に係わる医療費を自己負担せざるをえない事態となっています。今後自己負担となる住民が増えています。私たちは早急な「国の責任による福島県の19歳以上の甲状腺に係わる医療費無料化」を求めます。

私たち8団体は、被曝労働者を含む被災者への「国の責任による健康手帳交付・健康と生活の保障」を、対政府交渉を軸として政府に求めてきました。それに留まらず、浪江・双葉から始まった「健康手帳交付と被曝者援護法に準じた法整備」要求を支持し、「国の責任による福島原発事故被災者・被ばく労働者の生涯にわたる健康・医療の保障と手当の支給の法整備」を求める全国運動を検討・準備してきました。

今回の運動は、事故被災者に連帯し、国の責任による「福島県民全員の生涯にわたる医療保障」、さらには、私たちが検討・準備してきた上記の全国運動の基礎・突破口と位置づけられます。「要請書」への賛同を全国に拡大し、それを背景に政府に「国の責任による福島県の19歳以上の甲状腺に係わる医療費無料化」を迫っていきましょう。

経過と進め方（下記の要領で進めていきますのでご協力をお願いします。ご意見をお寄せください。）

- ・ 2011年9月、8団体との交渉で、政府は「原子力事故被災者の健康確保について、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいる所存です」と文書回答した。
- ・ それにもかかわらず、政府は、福島原発事故の医療保障を認めず、次のような県任せ・被災者自己負担を押し付けている。
 - ①国の交付金と東電の支出金を基金として、福島県の事業として実施されている「県民健康調査」は、不安解消を目的とし、「医療保障」を含まない。そのため、甲状腺第2次検査の範ちゅうで実施された「細胞診」の費用は「調査費用」扱いだが、それ以降は保険医療扱いとなる。また、甲状腺がんの手術とそれ以降の医療は「調査」ではないために、保険医療扱いとなる。
 - ②福島県の18歳以下医療費支援事業は原発事故の医療保障ではなく、子育て支援事業の一環として行われている。
- ・ 今年2月14日の政府交渉で、環境省は、住民が通常診療の費用を個人負担せざるを得ない事態をあくまで認めなかった。
- ・ 福島県に問い合わせ、「手術は調査でないので費用は保険扱い。保健医療に移行した場合の検査等は保険扱い。ただし18歳までの県民は県の医療費支援が受けられる。」ことを確認した。
- ・ 環境省に医療費負担の枠組みと実態の調査を要請したが、手術費用等負担の実態は何も示されなかった。
- ・ 8団体の呼びかけとする表記の要請書を作成し、広く個人及び団体の賛同を募る。賛同とあわせてカンパを募り、各地の賛同拡大、要請書提出行動等の費用に充てる。
- ・ 賛同の一次締め切りは5月7日とし、専門家会議の進行状況を見て、提出日、第二次締め切り日を決める。
- ・ 要請書の提出に際しては、別紙の、環境省の専門家会議の議題とすること、会議資料として要請書を全委員に配布することを求める文書を添えて提出する。

2014年4月9日

脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆二世団体連絡協議会、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、ヒバク反対キャンペーン